

# 未来投資会議 構造改革徹底推進会合

---

令和2年 4月 9日  
国土交通省

# 「竹中会長提出資料」の進捗状況

## 「竹中会長提出資料」における記載

## 進捗状況

経済財政諮問会議での議論と連携して、北海道7空港における公共施設等運営権事業をモデルに、国の行う公共施設等運営権事業において、運営権対価を運営権ガイドラインの趣旨に沿って契約当初に支払われる一括払いで運営権者から国に支払わせた場合、当該対価が国に将来入るはずであった収入を前払いさせる性質を持つことを考慮し、対価の一定部分の国側での活用は将来必要となる投資に複数年に渡って充てることとする。

北海道における7空港のコンセッションについては、令和元年10月に北海道エアポート(株)との間で実施契約を締結。今後、国は運営権対価を収受する予定。  
 なお、運営権対価の一時金については、北海道における空港整備などに活用するほか、空港整備勘定に係る借入金の早期償還を行うことにより、将来償還すべき金額の減少を通じて、今後、必要となる投資に有効活用していく。

公共施設等運営権制度を所管する内閣府及び、自ら大規模な公共施設等運営権事業を実施する国交省航空局は、「参事官級以上(参事官級以上の給与待遇を受ける責任ある職務を含む)」と「企業からの出向(退職出向を含む)ではない専任人材」という条件を満たす公共施設等運営権に関連する専門性と豊富な経験を持つ民間人材を速やかに配置し、体制の強化を図る。なお、人材の活用を行うに当たっては、広く公募し、適材適所の選定を行う。

専門的知識と豊富な経験を有する専任の民間人材について、令和2年5月から責任ある立場で登用するため、公募条件等の見直しを行った上で再度公募をしたところ、応募があり、現在採用に向けた手続きを進めているところ。

北海道における7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)での公共施設等運営権の活用において、前例のない数の空港を国や地方公共団体から運営権者に、安全性を損ねないように引き継ぐことになる。これを円滑に進めるためにPFI法に基づく国家公務員及び地方公務員の派遣に応募者が希望する場合には、国交省航空局は、応募者が必要と考える初期段階の引継期間を与条件なく提案させると共に、意向確認のヒアリングを行い、その結果を内閣府に報告する。その提案と現行のガイドラインの規定に矛盾が生じる場合には、内閣府において、運営権ガイドライン見直しの必要の可否について検討し、応募者の要望が正当である場合にはこれを踏まえて改定するものとする。

第一次審査を通過した応募者との競争的対話等のプロセスにおいて、希望する派遣期間の長さを意向確認したところ、事業の初期段階(5年間)を超える要望はなかった。あわせて、派遣職員の人数の上限についても意向確認したところ、1名増とする要望があり、これに応じた。  
 以上について、内閣府に報告を行ったところ。

# 「竹中会長提出資料」の進捗状況

## 「竹中会長提出資料」における記載

混合型の公共施設等運営権事業を行う場合で、その事業に国庫補助が行われる場合の「契約額の妥当性」、「施設の仕様の妥当性」、「契約手続きの合規性」が確保されていることを確認するために必要な仕組みを関係府省において整理し、地方公共団体に対して周知する。合わせて関係府省は、自ら(関係府省と関係する団体も含む)で有する標準仕様書や設計指針等において運営権者が行う創意工夫の取組を積極的に取り込むよう、今後の各分野の先行案件の取組みに合わせて、改定を行う(関係する団体に対しては関係府省が改定を働きかける)こととする。

安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について、運営権者の対応に合わせて検討する。

国と運営権者の間で区分所有されているCIQ施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすること運営権者の対応に合わせて検討する。

## 進捗状況

契約の妥当性等については、地方管理者において工事の性能や金額の確認等を行うこと等を明記した周知文書を発出したところ。また、空港整備に係る仕様書等の改定については、管理者に対し、具体的なニーズや事例を把握した場合には、国土交通省に相談するよう通知を発出したところ。

国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場を可能とする仕組みの導入に関しては、平成30年5月30日に国において関連規程を改正したことにより、運営権者(仙台空港)による対応が可能となっている。現在、運営権者による計画内容の具体化が進められているところ。このほか保安区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化については、現行制度で対応可能である旨、運営権者(仙台空港)に伝達済みであり、運営権者において計画内容の具体化を進めているところ。

運営権者(仙台空港)の要望を踏まえ、関係省庁と検討を実施。現在は、運営権者において計画内容の具体化を進めており、今後関係省庁に提示予定。

# 「竹中会長提出資料」の進捗状況

## 「竹中会長提出資料」における記載

北海道における7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)での公共施設等運営権の活用については、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点から、「未来投資戦略2017」に記載した5原則に基づいて具体化・推進し、昨年3月に出された実施方針に基づいて、競争環境を作った上で、2019年までの運営権者選定を図る。

空港分野で過去に運営権者の決定した公共施設等運営権事業について、優先交渉権者の提示した事業価値の総額(運営権対価とビル会社等の企業価値の合計額)と、運営開始前年度のEBITDAの比率を整理し、諸外国での数値と比較し、留意点などがないか検討し、報告する。

## 進捗状況

北海道における7空港については、令和元年7月に優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者が設立したSPCとの間で同年10月に実施契約を締結したところ。

優先交渉権者の提示した事業価値の総額と、運営開始前年度のEBITDAの比率を整理すべく、改めてより具体的な調査を実施中。

### 「PPP/PFI推進アクションプラン (令和元年改定版)」における記載

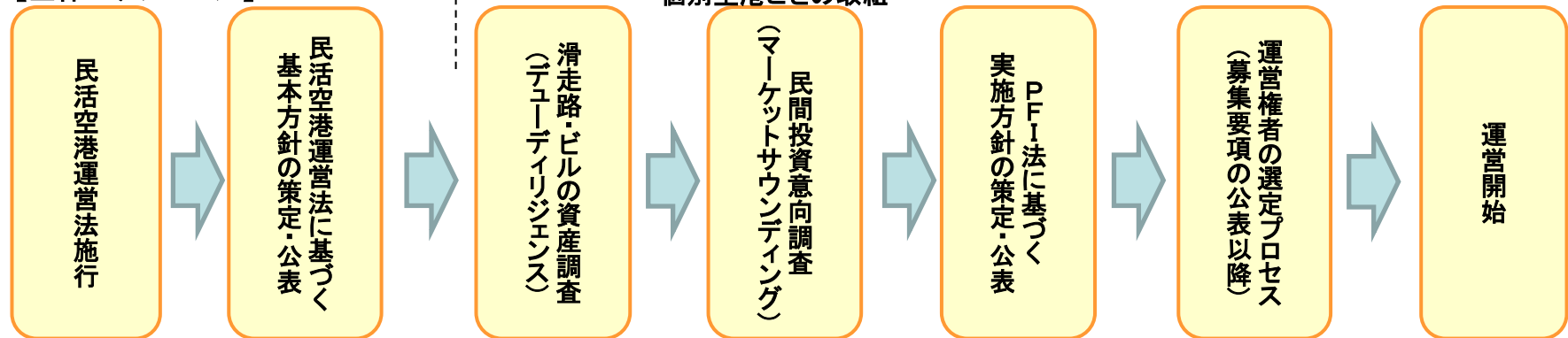
①空港平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。一方で、平成29年度以降も案件が継続していることから、重点分野に引き続き指定する。空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、次に掲げる措置等により、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。なお、国管理空港のコンセッションにおける外部有識者の検証結果を今後の案件に反映していく。

### 進捗状況

国管理空港について、仙台空港(平成28年7月～)・高松空港(平成30年4月～)・福岡空港(平成31年4月～)・熊本空港(令和2年4月～)において、それぞれ民間事業者による空港運営事業を開始し、北海道内7空港(うち3空港は地方管理空港)において本年1月から7空港一体のビル経営を開始したところ。  
また、広島空港において、令和3年4月からの運営委託に向けた手続きを進めている。  
地方管理空港については、神戸空港(平成30年4月～)・静岡空港(平成31年4月～)等において、それぞれ運営を開始した。  
今後も、アクションプランに掲げられた措置等により空港コンセッションの導入を促進していく予定。

# 空港運営の民間委託に関する検討状況

## 【全体スケジュール】



仙台空港	H25	H25.11～	H26.4	H26.6～ H27.12.1 仙台国際空港株式会社 と実施契約を締結	H28.7～ 仙台国際空港株式会社による 運営開始
高松空港	～H26	H27.10～	H28.7	H28.9～ H29.10.1 高松空港株式会社 と実施契約を締結	H30.4～ 高松空港株式会社 による運営開始
福岡空港	～H27	H28.7～	H29.3	H29.5～ H30.8.1 福岡国際空港株式会社 と実施契約を締結	H31.4～ 福岡国際空港株式会社 による運営開始
北海道内7空港	～H29	H29.7～	H30.3	H30.4～ R1.10.31 北海道エアポート株式会社 と実施契約を締結	R2.1～ 7空港一体のビル経営開始 R2.6～ 新千歳空港 R2.10～ 旭川空港 R3.3～ 稚内・釧路・函館・帯広・女満別空港 北海道エアポート株式会社 による運営開始
熊本空港	～H29	H29.6～	H30.1	H30.3～ R1.5.31 熊本国際空港株式会社 と実施契約を締結	R2.4～ 熊本国際空港株式会社 による運営開始
広島空港	～H29	H29.10～	H31.3	R1.6～	R3.4～

※関西・伊丹空港(H28.4)、但馬空港(H27.1)、神戸空港(H30.4)、鳥取空港(H30.7)、静岡空港(H31.4)、南紀白浜空港(H31.4)では、運営の民間委託を開始

○令和2年度においては、北海道空港コンセッションの運営権対価を活用し、以下の北海道空港の整備事業を実施することとしている。

## (新千歳空港) 約100億円

- ・誘導路の複線化
- ・デアイシングエプロンの整備 等

## (稚内空港) 約23億円

- ・RESA(滑走路端安全区域)整備
- ・誘導路、エプロン改良 等

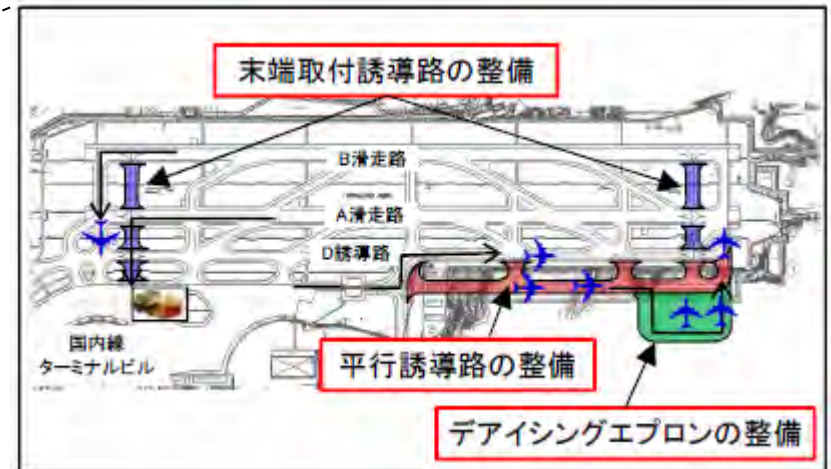
## (釧路空港) 約20億円

- ・RESA整備
- ・滑走路改良 等

## (函館空港) 約16億円

- ・RESA整備
- ・無線、照明施設整備 等

## (その他地方管理空港等) 約40億円



↑新千歳空港では、冬期における航空機の欠航や遅延が課題となっており、航空機や除雪車両の混雑を緩和し、駐機場への引き返しを少なくするため、誘導路複線化や滑走路端近傍のデアイシングエプロン整備を行い、冬期における航空機の欠航や遅延の回避・低減を図る。

令和2年度の北海道空港関係整備費  
計約206億円のうち、約75億円につき  
運営権対価を活用

# グランドハンドリング アクションプラン(概観)

## 問題の所在

### 人材不足

- ・採用難
- ・厳しい労働環境、高い離職率
- ・長い訓練期間  
研修期間例)  
機体のプッシュバック：11週間  
ボーディングブリッジ装着：6週間  
給油業務：1年

### 事業者間の連携欠如

- ・系列を超えた需給調整の仕組みが不在
- ・チームがシフト制で勤務、他空港への応援派遣など柔軟な対応は困難
- ・各社が資機材を所有、ピーク時に資機材が不足する等の非効率が発生

※事業者の売り上げは増加傾向

個社の取組に加え、共通化等による系列を超えた体制強化の実現が必要

## 1. 人材確保、教育の強化

- ①外国人材の確保
- ②採用拡大及び離職率低下に向けた取組
- ③人材育成の共同化推進

### KPI

5年間の外国人材の受入数  
(2019年～2023年)

- 特定技能制度：2000人
- 技能実習制度その他：2000人

⇒4000人を受入

## 2. 資機材の共通化等による生産性の向上

- ①資機材の共通化、共有化の推進
- ②先進機器の導入による効率化
- ③空港の運用改善による効率化

### KPI

業務の効率化・省人化  
(2019年～2023年)

- 1人あたりの生産性10%向上

## 3. グランドハンドリング業界の構造改善

- ①系列を超えた調整メカニズムの構築
- ②空港管理者等とグラハン各社との提携強化
- ③業務プロセスの共通化
- ④業界自らによる将来への投資促進



## 「PPP/PFI推進アクションプラン (令和元年改定版)」における記載

## 進捗状況

### ③下水道

平成26年度から平成29年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業開始1件、実施方針策定1件のほか、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の4件を合わせて6件を達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は2件であるため、引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を令和元年度末までとする。

- ・浜松市が平成30年4月に、高知県須崎市が令和2年4月に事業を開始した。また、宮城県が令和元年12月に実施方針を策定した。
- ・奈良市・三浦市・宇部市・村田町においてデュージェネレーションを実施済み。
- ・コンセッション事業の更なる具体の案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施し、アクションプランにおける数値目標達成に向けて取り組んできたところ。
- ・さらに、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」等において、コンセッション事業等に関するノウハウや効果を共有し、地方公共団体によるコンセッション事業等の活用を推進している。

# 下水道コンセッション事業の事例① (浜松市)

## <事業概要>

**対象事業:** 処理場(1か所)・ポンプ場(2か所)(西遠処理区=浜松市内最大処理区)の維持管理・機械電気設備改築更新  
**事業期間:** 20年間(平成30年4月事業開始)  
**運営権者:** 浜松ウォーターシンフォニー株式会社(ヴェオリア・ジャパン、ヴェオリア・ジェネッツ、JFEエンジニアリング、オリックス・須山建設・東急建設が設立した特別目的会社)  
**提案VFM:** 14.4%(総事業費(現在価値換算後)が約600億円 → 約514億円へ縮減)  
**運営権対価:** 25億円

## <運営権者の取組と効果>

- 1. 運営権者による修繕等の内製化**

保安全管理費を約**40%削減**(平成30年度)  
 (浜松市想定コスト6.46億円⇒3.89億円)
- 2. 運転管理の最適化による節電・投入薬品等の節約による環境負荷の低減**
  - ・ エネルギー消費原単位: 2.4%減(平成29年度→平成30年度)
  - ・ 消臭剤: 5.6%減(平成29年度→平成30年度)
- 3. 地域貢献活動**
  - ✓ 長期契約による正規雇用増加
  - ✓ 下水道ふれあいイベントの開催等

委託業者/運営権者の従業員における正規雇用の割合:  
 平成29年度末 74%(46名中34名)  
 → 平成30年9月 90%(49名中45名)

## <今後の取組>

- 維持管理支援システム・多機能タブレット等、ICT技術等の導入による効率化
- 維持管理と改築を一体的に実施することによるライフサイクルコストの縮減
- 地元業者と連携した養鰻パイロット事業
- 地域活性化に貢献する起業支援事業の実施

## <視察への対応>

行政・企業等から**約800名**が視察  
 (平成30年4月1日  
 ~令和2年2月21日)

## <事業概要>

人口: 2.2万人(令和元年11月末時点)

対象事業: 下水道の終末処理場(1か所)、管渠(汚水)(10km)の経営、企画、運転維持管理[公共施設等運営事業]、漁業集落排水処理施設の維持管理、クリーンセンター等の運転維持管理[包括的民間委託]、下水道の雨水ポンプ場の保守点検、管渠(雨水)の維持管理[委託(仕様発注)]をパッケージ化

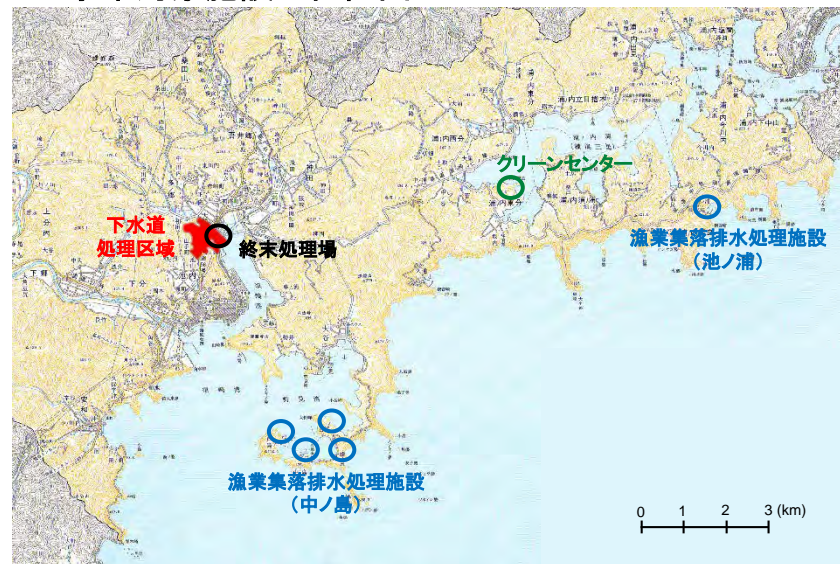
事業期間: 19.5年間

運営権者: 株式会社クリンパートナーズ須崎(NJS、四国ポンプセンター、日立造船中国工事、PFI推進機構、四国銀行が設立した特別目的会社)

## <事業スキーム(公共施設等運営事業 + 包括的民間委託等)>

対象事業		事業方式
下水道	下水道管渠(汚水)	経営、企画、維持管理 公共施設等運営事業
	終末処理場	【～令和6年9月(予定)】 包括的民間委託 【令和6年10月～(予定)】 公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	保守点検 委託(仕様発注)
	下水道管渠(雨水)	維持管理 委託(仕様発注)
漁集	浄化槽	維持管理 包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理 包括的民間委託
クリーンセンター等		運転維持管理 包括的民間委託

## <事業対象施設の位置図>



## <スケジュール>

平成28年度	PFI法第6条に基づく民間提案を受付 導入可能性調査
平成29年度	デューデリジェンス実施
平成29年12月	実施方針に関する条例制定
平成30年2月	実施方針策定
平成30年8月	事業者公募
平成31年1月	優先交渉権者を選定
令和元年12月	運営権設定・実施契約締結
令和2年4月	事業開始

# 下水道コンセッション事業の事例③(宮城県)

## <事業概要>

事業名: 宮城県上工下水一体官民連携運営事業  
(みやぎ型管理運営方式)

対象事業: 水道用水供給事業(2事業)、工業用水道事業(3事業)、流域下水道事業(4事業)の運転維持管理・改築等(管路等の維持管理・改築、土木構造物の改築を除く)

事業期間: 20年間

流域下水道の利用者(関係市町村): 21市町村  
(仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、美里町)

- 20年間、水道、工業用水道、下水道一体のスケールメリットに加え、運転維持管理と改築とのパッケージ化により、9事業合計で約247億円(7.4%)、下水道事業では約55億円(4.0%)のコスト削減効果を見込む。
- モニタリングは、運営権者、県、有識者委員会による三段階で行い、運営権者による適切かつ確実な事業運営を確保。

## <事業対象施設の位置図>



※流域下水道事業の対象事業については、水道用水供給事業・工業用水道事業と区域が重複する4事業が一体運営の効果が最も高いと判断

### みやぎ型管理運営方式 対象9事業

(事業区域が重なる、水道用水供給2事業、工業用水道3事業及び流域下水道4事業)

- **水道用水供給事業 (2事業)**  
大崎広域水道事業  
仙南・仙塩広域水道事業
- **工業用水道事業 (3事業)**  
仙台北部工業用水道事業  
仙塩工業用水道事業  
仙台圏工業用水道事業
- **流域下水道事業 (4事業)**  
仙塩流域下水道事業  
阿武隈川下流流域下水道事業  
鳴瀬川流域下水道事業  
吉田川流域下水道事業

※みやぎ型対象外の流域下水道事業 (3事業)  
北上川下流流域下水道事業  
北上川下流東部流域下水道事業  
迫川流域下水道事業

## <スケジュール>

平成29年度	導入可能性調査 デューデリジェンス実施(水道、工業用水道、下水道)
平成30年度	デューデリジェンス実施(下水道)
令和元年12月	実施方針に関する条例制定 実施方針策定
令和2年3月	事業者公募
令和3年3月	優先交渉権者の選定(予定)
令和3年度中	運営権設定・実施契約締結(予定)
令和4年4月	事業開始(予定)

# 「竹中会長提出資料」の進捗状況

## 「竹中会長提出資料」における記載

⑮ クルーズ船旅客ターミナルについて、公共施設等運営権方式が活用されるよう、福岡市ウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。

【国交省港湾局】

## 進捗状況

- ・スキーム構築を支援してきた福岡市ウォーターフロント地区再整備のコンセッション事業について、福岡市が基本スキームの素案を作成し民間サウンディングを実施した。(H31.2月～R1.8月)
- ・現在、福岡市において、民間サウンディングの意見やクルーズ市場の動向等を踏まえ、最適な公募方法やスケジュール等を検討しているところ。

## 「PPP/PFI推進アクションプラン (令和元年改定版)における記載

## 進捗状況

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」(令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定)のコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を推進する。

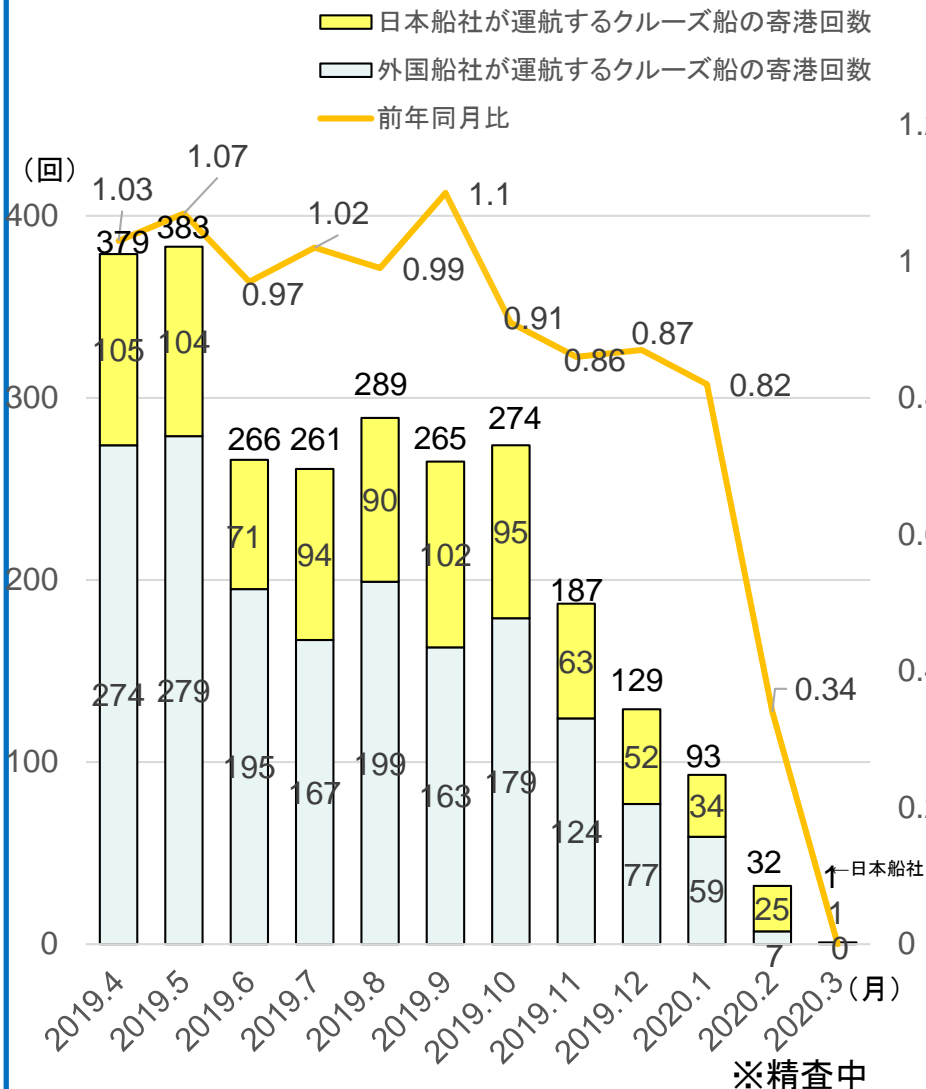
### ⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設

次に掲げる措置等により、平成29年度から令和元年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。

福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。(令和元年度まで)

- ・スキーム構築を支援してきた福岡市ウォーターフロント地区再整備のコンセッション事業について、福岡市が基本スキームの素案を作成し民間サウンディングを実施した。(H31.2月～R1.8月)
- ・現在、福岡市において、民間サウンディングの意見やクルーズ市場の動向等を踏まえ、最適な公募方法やスケジュール等を検討しているところ。
- ・港湾法改正(平成29年7月施行)により創設した官民連携による国際クルーズ拠点形成制度を活用して、クルーズ船向け旅客ターミナル施設を民間が建設し運営する案件2件が具体化した。

# 我が国の港湾へのクルーズ船の寄港状況

**我が国の港湾へのクルーズ船の月別寄港回数(直近12ヶ月)**

**4月以降のクルーズ船運航のキャンセルの状況  
(主な船社発表例: 令和2年4月6日時点)**

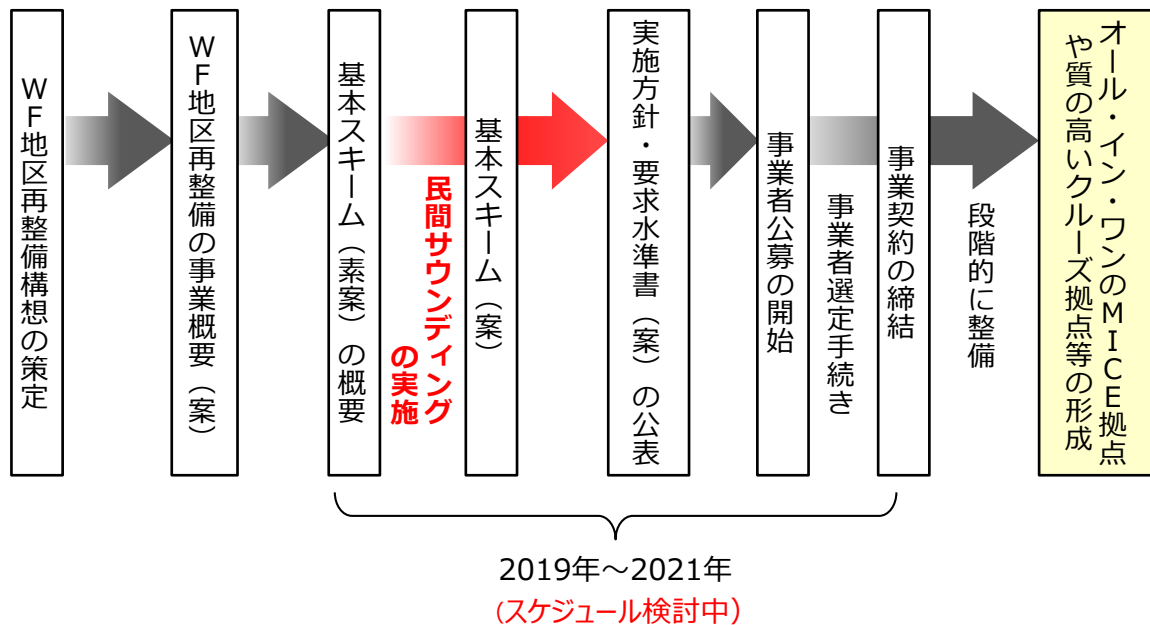
- ①郵船クルーズ(日)
  - ・「飛鳥Ⅱ」による日本発着ツアーを4月2日出発分(103日間の世界一周クルーズ)まで全て中止
- ②日本クルーズ客船(日)
  - ・「ぱしふいっくびいなす」による日本発着ツアーを5月27日出発分まで全て中止
- ③商船三井客船(日)
  - ・「にっぽん丸」による日本発着ツアーを5月2日出発分まで全て中止
- ④プリンセス・クルーズ(米)
  - ・全てのクルーズ船の運航を5月10日まで中止
  - ・「ダイヤモンド・プリンセス」による日本発着ツアーを5月10日出発分まで全て中止(その後の日本発着ツアーの運航再開も未定)
- ⑤コスタ・クルーズ(伊)
  - ・全てのクルーズ船の運航を4月30日まで中止
  - ・「コスタ・ネオロマンチカ」による日本発着ツアーを5月6日出発分まで全て中止
- ⑥ロイヤル・カリビアン・インターナショナル(米)
  - ・全てのクルーズ船の運航を5月11日まで中止
  - ・これにより同期間の「スペクトラム・オブ・ザ・シーズ」等による日本寄港ツアーが中止
- ⑦ノルウェー・ジャンクルーズ(米)
  - ・全てのクルーズ船の運航を5月10日まで中止
  - ・「ノルウェー・スピリット」による5~12月の日本発着ツアーを全て中止
- ⑧MSCクルーズ(瑞)
  - ・全てのクルーズ船の運航を5月29日まで中止
  - ・「MSCベリッシマ」による4~6月の日本発着ツアーを全て中止
- ⑨ゲンティン香港(中)
  - ・「ワールド・ドリーム」の運航を6月26日まで全て中止
  - ・これにより同期間等の「ワールド・ドリーム」による日本寄港ツアーが中止

※港湾管理者の聞き取りを基に国土交通省港湾局作成  
 ※クルーズ: レジャーを目的とした船旅で宿泊を伴うもの

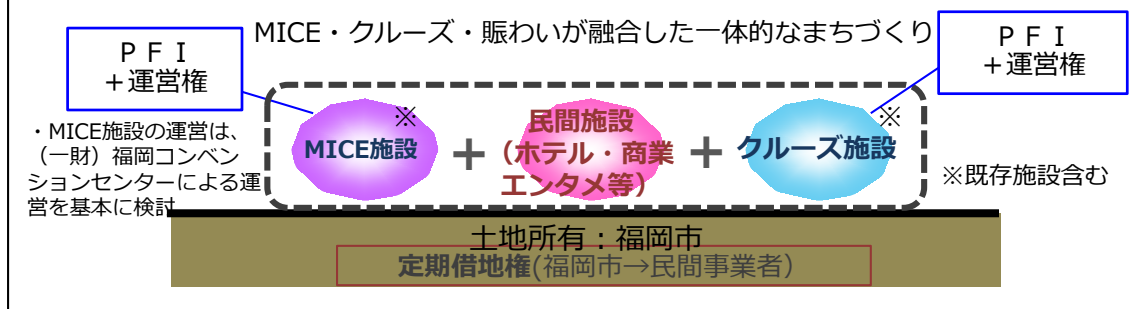
# 福岡市ウォーターフロント地区再整備の状況

## 整備スケジュール（案）

2016年3月 2018年12月 2019年2月



## <事業手法のイメージ>



ウォーターフロント地区(中央ふ頭・博多ふ頭)



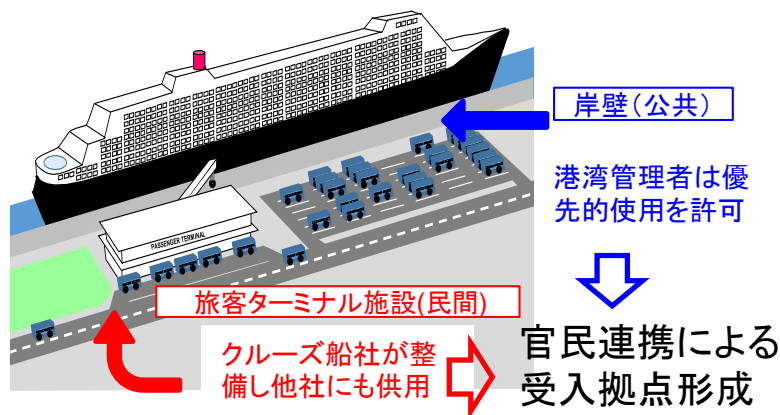


# 官民連携による国際クルーズ拠点形成制度

○平成29年7月に施行された改正港湾法により、港湾管理者とクルーズ船社とが次の内容の協定を締結できる制度等を創設。

- ① 港湾管理者はクルーズ船社に岸壁の優先的な使用を確保
- ② 船社は旅客ターミナル施設を整備し、他社の使用も確保

## 【官民連携による国際クルーズ拠点形成のイメージ】

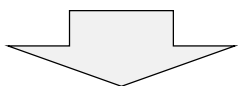


## 【岸壁の優先使用のイメージ】

※協定船社は他社に先がけてクルーズ商品を造成可能

・A社(協定船社)による先行予約(1年半程度前)

月	火	水	木	金	土	日
	A社		A社		A社	



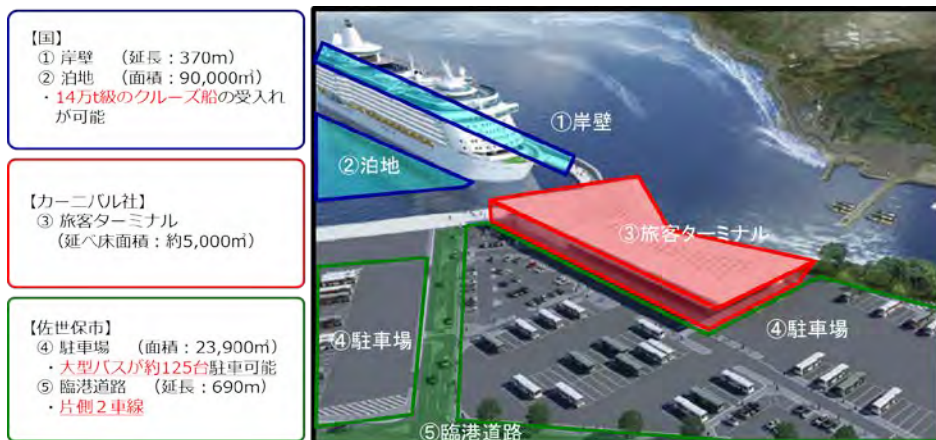
・A社の先行予約完了後、その他の社が予約

月	火	水	木	金	土	日
B社	A社	C社	A社		A社	

## 【八代港】(令和2年4月以降供用開始予定)



## 【佐世保港】(令和2年5月以降供用開始予定)



## 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」における記載

平成29年度から令和元年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。

## 進捗状況

- ・令和元年度までの目標6件に対し、横浜市、愛知県においてコンセッション方式が採用され、そのうち愛知県がコンセッション方式を採用したMICE施設として、国内で初めて運営を開始。福岡市においてもマーケットサウンディングを実施し、詳細を検討中。札幌市、名古屋市、沖縄県において、導入可能性調査が終了し、そのうち沖縄県については国土交通省「先導的官民連携支援事業」の支援を受け、令和元年度にマーケットサウンディング及び一部デュエリジェンスを実施した。(令和2年4月9日現在)。
- ・目標達成に向け、令和元年度新たにコンセッション方式導入における解決すべき課題等の調査を支援する事業を実施しており、上記推進中の自治体とは別の同方式導入に関心のある3自治体を支援した。
- ・また、個別の自治体に直接働き掛けを行うとともに、主要12都市が参加する「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」の場を活用し、直接働き掛けを行った他、「ブロックプラットフォーム」の場を活用し、愛知県の先行事例等について共有。また、観光庁HPにてコンセッション方式導入に関する情報を掲載。

## 目標

- 平成29年度から令和元年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。

## 進捗状況

- コンセッション方式を採用した、または事業が具体化した自治体・・・4件(令和2年4月9日現在)
  - ①横浜市： 横浜みなとみらい国際コンベンションセンター  
(平成29年3月、公共施設等運営権実施契約を横浜市と株式会社横浜国際平和会議場(パシフィコ横浜)が締結。令和2年4月24日開業予定)
  - ②愛知県： 愛知県国際展示場  
(令和元年8月、コンセッション方式を採用したMICE施設として、国内で初めて運営開始。)
  - ③福岡市： ウォーターフロント地区 MICE施設  
(令和元年、マーケットサウンディングを実施し詳細を検討中。)
  - ④沖縄県： 沖縄コンベンションセンターおよび万国津梁館  
(国土交通省「先導的官民連携支援事業」の支援を受け、令和元年度にマーケットサウンディングおよび一部デューデリジェンスを実施。)
- コンセッション方式を検討中の自治体・・・2件(令和2年4月9日現在)
  - ①札幌市： (仮称)新MICE施設
  - ②名古屋市： 名古屋国際会議場

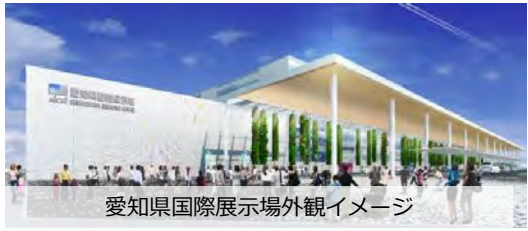
## 現在及び今後の取組

関係する府省・省内部局(内閣府PFI推進室、経済産業省、国土交通省都市局及び港湾局)の協力を得ながら、取組を実施。

- コンセッション方式導入に向け、解決すべき課題等の調査を支援する事業を令和元年度実施。上記推進中の自治体とは別の同方式導入に関心のある3自治体を支援。
- コンセッション方式導入も視野に入れて検討している自治体について、同方式の導入に向け直接働き掛け  
・名古屋市、神戸市、札幌市
- 地方自治体等のMICE関係者が集まる会議(※)の場を活用して、MICE施設に係るコンセッション方式導入のメリットや先行事例等について説明し、各都市における同方式導入を働きかけ  
※第4回および第5回グローバルMICE都市・都市力強化対策本部(それぞれ令和元年5月・11月実施)  
・12のグローバルMICE都市に選定されている自治体・コンベンションビューローの局長クラス、観光庁、経済産業省、国際観光振興機構等を構成員とし開催。(グローバルMICE都市:東京都、横浜市、京都市、神戸市、福岡市、名古屋市・愛知県、大阪府・大阪市、札幌市、仙台市、千葉県・千葉市、広島市、北九州市)
- ブロックプラットフォームの場、具体的には国土交通省主催「コンセッション事業推進セミナー(令和2年1月実施)」の場を活用して、コンセッション方式導入のメリットや先行事例等について周知活動を展開。(愛知県より愛知県国際展示場の事例を共有。)
- 観光庁ウェブサイト上にて、コンセッション方式導入に関する情報や関係省庁のウェブサイトリンクを掲載

- 財政状況が厳しさを増す中、我が国では、真に必要な社会資本の整備・維持管理・運営を的確に進めていくことが求められており、その推進には官民連携手法を活用することが重要である。
- 一方、自治体としてコンセッション方式という制度自体や導入にあたってのフロー等の検討が進んでおらず、導入自治体件数が伸び悩んでいる。
- 政府においても「PPP/PFI推進アクションプラン」を掲げ、**MICE分野については令和元年度まで集中強化期間として、6件のコンセッション方式採用を目標として設定**しているところ。その**導入検討にあたっての課題等調査の支援を行う**。

<既に契約済みのMICE  
コンセッション事例>



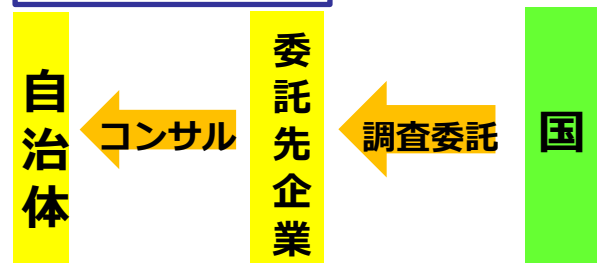
運営権対価  
: 8.82億円



運営権対価  
: 89.9億円

- MICE施設におけるコンセッション方式導入を検討している自治体に対し専門家派遣を実施し、方式導入における解決すべき課題等の調査を支援する。
- まだ検討に至っていない自治体がコンセッション方式導入を具体的に検討する際、参考となるよう報告書を取りまとめる。

スキームイメージ



## 「PPP/PFI推進アクションプラン (令和元年改定版)」における記載

## 進捗状況

### ④ 道路

平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。一方で、特区制度を活用して実施していることから、今後の全国展開の可能性を継続検討し、案件を掘り起こす必要があるために、重点分野に引き続き指定し次に掲げる措置等を講ずる。

- ・愛知県道路公社の先行事例について、他の道路公社へのコンセッション事業の適用拡大を図るため、その成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めとした横展開を図る。(平成28年度から)

愛知県道路公社の先行事例については、ブロックプラットフォームや関係者会議において、情報提供を実施してきており、また、愛知道路コンセッション株式会社においても、自らの取組についてセミナー等で情報発信をしていると承知。

なお、千葉県においては、平成29年度の調査結果を踏まえ、今年度も引き続き検討中。

# 愛知県道路公社におけるコンセッション制度の導入

## 経緯

- H24.2 愛知県から、有料道路分野に民間企業が参入できる特別の措置を求める構造改革特区提案
- H26.5 構造改革特区推進本部(本部長:内閣総理大臣)決定  
「民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者  
に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。」
- H26.6 日本再興戦略(改訂)(閣議決定)  
構造改革特区推進本部決定に基づき早期に法制上の措置を講ずる
- H27.7 民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする  
構造改革特別区域法一部改正法 成立(8月3日施行)
- H27.8 愛知県が国家戦略特別区域に指定
- H27.9 愛知県国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域計画を策定・申請(9月9日認定)
- H27.10.13 愛知県においてPFI法に基づく実施方針の公表(運営権対価:1,219.77億円以上)
- H27.11.16 愛知県においてPFI法に基づく募集要項の公表
- H28. 6 24 優先交渉権者の決定
- H28. 7.29 基本協定締結
- H28. 8.31 民間事業者との契約締結
- H28.10.1 民間事業者による運営開始

○優先交渉権者:「前田グループ」  
代表企業:前田建設工業株式会社  
構成企業:森トラスト株式会社、大和ハウス工業株式会社、  
大和リース株式会社、セントラルハイウェイ株式会社  
連携企業:Macquarie Corporate Holdings Limited

○運営権対価:1,377.00億円(うち一時金150.00億円)

# 愛知県道路公社におけるコンセッションの概要

発注者	愛知県道路公社
対象路線	愛知県道路公社が管理する8路線(右図参照)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象路線の維持管理・運營業務</li> <li>② 改築業務(知多4路線)</li> <li>③ 附帯事業及び任意事業</li> </ul>
運営権者	<p><b>愛知道路コンセッション株式会社</b></p> <p>(参考)優先交渉権者「前田グループ」                  代表企業: 前田建設工業株式会社                  構成企業: 森トラスト株式会社、大和ハウス工業株式会社、大和リース株式会社、セントラルハイウェイ株式会社                  連携企業: Macquarie Corporate Holdings Limited</p>
運営権対価 (8路線合計)	<p>(参考)公社予定最低価</p> <p>1,377.0億円(税抜)      1,219.77億円(税抜)                  うち一時金 150.0億円(税抜)      うち一時金 150.0億円(税抜)</p>
事業期間	平成28年10月1日～料金徴収期間満了まで(最大約30年)
特徴	<p>愛知県道路公社の公社管理道路運營業は、近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携し、当該道路の利便増進を図るとともに、民間事業者の創意工夫による低廉で良質な利用者サービスの提供、有料道路の利便性の向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出、効率的な管理運営の実現、確実な債務の償還を図ることを目的とする。</p>

**対象路線図**

路線名	延長(km)	料金徴収期間
① 知多半島道路	20.9	S45.7.15 ~ H58.3.31
② 南知多道路	19.6	S45.3.1 ~ H58.3.31
③ 知多横断道路	8.5	S56.4.1 ~ H58.3.31
④ 中部国際空港連絡道路	2.1	H17.1.30 ~ H58.3.31
⑤ 衣浦トンネル	1.7	S48.8.1 ~ H41.11.29
⑥ 猿投グリーンロード	13.1	S47.4.1 ~ H41.6.22
⑦ 衣浦豊田道路	4.3	H16.3.6 ~ H46.3.5
⑧ 名古屋瀬戸道路	2.3	H16.11.27 ~ H56.11.26
全体	72.5	S45.3.1 ~ H58.3.31

## 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」における記載

## 進捗状況

### ⑥公営住宅

平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。今後についても、コンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化に向け、引き続き重点分野とし、支援を実施する。

- ・公営住宅の建替・集約化に際して、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要である。
- ・このため、将来的なコンセッション事業の活用を視野に入れ、収益型事業や公的不動産利活用事業の積極的活用により、公的負担の抑制を図る。(平成28年度から)

- ・引き続き、地方公共団体における基本構想検討に対する支援や、社会資本整備総合交付金及び地域居住機能再生推進事業による整備費への重点的な支援等を実施。
- ・平成28年度以降で12件が事業契約済。